



- 考えて あなたの言葉と 相手の気持ち
- 背を向けず 心の叫びに 振り向いて
- あと一つ 足りないものは 勇気だけ
- 考えよう 相手の気持ち 自分の気持ち
- 立ちどまり 手をさしのべる 優しさを
- 誰かがね そう思ううちに 減る命

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の施行について



今年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」とする)」が施行されました。この法律は、障がい者に対して、「不当な差別的取扱いを禁止」し、「合理的配慮の提供」を求めています。このことによって、障がいのある方もない方も互いに、その人らしさを認め合いながら、障がいの有無に関わらず、すべての人が共に生きる社会を作ることを目指すものです。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者(ボランティアグループなども含む)が、障がいのある方に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止することです。また、「合理的配慮の提供」とは、役所や会社などの事業者に対して、障がいのある方から、社会の中にある障壁(バリア)を取り除くための対応を必要とする意思が伝えられた時に、対応に努めることを求めています。

障害者差別解消法の施行を受けて、私たち小松高等学校 PTA 人権・同和教育部は、障がい者に対する理解を深めるために、「身体障がい」に関して学習をしてみようと施設訪問を試みました。

東予希望の家への訪問

「東予希望の家」は、障がいのある方に対して、福祉サービスなどを行う、西条市三芳にある障がい者施設です。小松高等学校 PTA 人権・同和教育部は、8月18日(木)の午後1時30分から1時間に亘り、「東予希望の家」を訪問しました。「東予希望の家」では、聴覚障害・身体麻痺・脳性麻痺といった様々な障がいを持った方々が、共に過ごしていました。私たちが訪問した時間は、利用者さんたちが活動をしている午前9時から午後4時までの7分の1程度でしたが、入所者のみなさんが作業をしているところや休憩時間になった時の様子などを見学しました。



東予希望の家に学ぶ

東予希望の家の6つに分かれた事業のうちの1つ、就労継続支援B型事業所、東予希望の家つばさを見学しました。作業では、器具班は流れ作業に工夫がありました。タオル班は、1枚1枚を几帳面に取り扱っていました。縫製班は、動力ミシンを、鮮やかに使っていました。印刷班は、私も日頃年賀状などでお世話になっていて、身近に感じました。職員の方の支援により、障がいを持った方が、仕事をされているそうです。職員の方は、お忙しい中でもにこやかに、見学を受け入れてくださいました。地域にある身近な施設訪問から、すべての人が社会で生きていくことの大切さと、障がい者の人権について学ぶことができました。



標語は今年度の生徒作品。ポスターは平成27年度の生徒作品。

編集後記

人権は忘れてはならない大切なものです。難しい問題で気分が重くなったりすることもあると思いますが、心の片隅に少しでも響くことがあれば幸いに思い、「きらり」を発行し続けたいと思います。

ありがとうございました。



東予希望の家を訪問しての感想

私たちはいつどのような形で、今と違った生活を送るようになるか分かりません。障がいを負った時、以前はできていたことからのギャップでイラついたり、もがき苦しんだりするかもしれません。すべての人々が、社会で安心して生活を送ることができるように、ハード・ソフト両面で検討していく必要があると思います。

私たちが会った方々は、大きい声で挨拶をしてくれて、ニコッと笑ってくれました。皆さんが明るく、楽しそうに作業をしている姿や、手際よく協力して作業している姿を拝見しました。障がいの程度は一人一人異なりますが、社会の中で生きていく一人一人が互いに理解を深め、相手の気持ちに立とうとする意識を持つことが大切だと思いました。今回の訪問をきっかけに、障がい者の人権についてさらに学んでみようと思っています。



器具班の作業風景



タオル班の作業風景



縫製班の作業風景



印刷班の作業風景

労働災害によって身体障がい者となった方と面談した感想

今回面談した方は、30歳半ばに勤務先で労働災害に遭い、左足切断という身体障がいを負ってしまいました。その方は、災害に遭う直前に結婚と長男誕生という幸せを掴んだ矢先の出来事でした。健常者から障がい者へと立場が変わり、約5年間経過しましたが、現在は元の勤務先に戻り職場復帰を果たしています。職場復帰する中で、左足が義足となったことから現場作業から事務所でデスクワークに部署転換されましたが、その際に会社側として危険な場所へ手すりを設けるなどの処置を行ってくれていたため、不自由なく復帰できました。ただし、会社の規模や経営者の考え如何では、障がい者に偏見を持ち、職場復帰させてもらえない可能性もあることから、復帰できるまでは不安があったとのことでした。

また、障がい者となって一番感じたことは、外観上は同じ身体障がい者でも、できることとできないことが違うということです。同じ義足を付けた方でも走ることができる方もいれば歩くのが辛い方もいます。彼の場合、膝は辛うじて残ったものの少ししか曲げることができないため、杖がないと歩くのも辛いそうです。「よく『パラリンピックを目指したら』という励ましを受けるそうですが、(障がいの状態を)毎回説明するのも面倒くさくなってしまった」そうです。私たち健常者が少しでも障がい者の気持ちを分かっているならば、日常会話の中でも判断できることがたくさんあると思います。励ましているつもりが、逆に傷つけていることもあるのです。よく障がい者用の駐車スペースに健常者が駐車しているところを見かけますが、そこは障がいを持つ方の障壁(バリア)を取り除き、行動しやすくするための駐車場です。100パーセント障がい者の気持ちを分かることは不可能かもしれませんが、常に相手の気持ちをおもひやる努力は必要だと感じました。



西条市人権・同和教育講座に参加して



○「伝えたいこと～部落問題、その現実から～」を聞いて

5月21日(土)、NPO法人人権センターながの事務局長高橋典男先生による講演会に参加しました。「知らないことがよいのではない、何が人を傷つけるのか。指摘されないと変わらない。知ることからしか変わらない。知ることがスタートだ」。こんな言葉から始まった講演会で、私は「はっ」とさせられました。

講演会に参加して、同和問題は今もまだ残っていたのだと感じました。そのくらい長い間、私が入権・同和問題から離れていたと感じました。差別によって、悲しみが生まれる。同じ人間なのに、生まれた場所や育った場所の違いだけで、醜い闘いをしなくてはならない人間は、なんて愚かなのだろう。命をも奪うことのあるこの問題の辛さに、心が痛かったです。同和問題の解決は、とても難しいものですが、一人一人が同和問題について深く考え、解決を目指していくことが大切だと改めて感じました。

○「障害者差別解消法について」を聞いて

6月11日(土)、聖カタリナ大学山本克司先生の講演会に参加しました。「障害者差別解消法」という言葉だけを聞くに難しいようですが、社会生活の中での心配りが解消法になるようです。例えば、街中で道路に段差があり、立ち往生している車椅子の方がいたら、きつと声をかけますよね。手を貸しますよね。それも解消法の一つです。ただ、そういうことに気付かなければできませんが……。時々周りを見て、手助けを必要とされている方がいたら、気付いてください。声をかけてください。一人一人が相手を思いやり、何気なく取り組むことができれば、差別などなくなるのではないのでしょうか。

○「性的マイノリティと人権～丹原東中学校の取組に学ぶ～」を聞いて

7月27日(水)、講師のレインボープライド愛媛代表エディ先生と丹原東中学校が協力して行った講演会に参加しました。中学生の有志の生徒15名ほどが、分かりやすく*LGBTについて、クイズなどを交えて堂々と発表していました。印象に残ったことは、校長先生が「LGBTで悩んでいる人をなくし、すべての人が暮らしやすい学校にするためには、私たちの学びが必要です」と言われたことです。

昨年度は、地域の地区別懇談会に中学生自らが出向き、LGBTを知らない参加者たちに発表していました。学校を挙げた取組が、私たちの街を、多様性を認めていく社会に変えていこうとしています。私も家庭に持ち帰り、家族で話し合うことができました。多様性を認めることこそ、偏見や差別をなくし、豊かな社会を作っていく一歩なのだと思います。

*LGBT(エル・ジー・ビー・ティー)とは、女性同性愛者(レズビアン、Lesbian)、男性同性愛者(ゲイ、Gay)、両性愛者(バイセクシュアル、Bisexual)、性同一性障害を含む性別越境者など(トランスジェンダー、Transgender)の人々を意味する。